

特別委員会と検討会について

1 根拠規定と特徴

会議名	特別委員会	検討会
根拠規定 (抜粋)	<p>地方自治法第 109 条(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会) 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。</p> <p>委員会条例第 4 条(特別委員会の設置及び特別委員の在任期間) 特別委員会は、必要がある場合に、議会の議決で置く。</p>	<p>議会基本条例第 14 条(検討会等の設置) 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。</p>
設置方法	議決(名称、所管事項、定数、委員名)	議決(名称、設置目的、定数) 構成員は議長指名
会議公開	公開	公開
インターネット中継		-
会議録	(逐語・ホームページ 公開あり)	(概要・ホームページ 公開あり)
県内外調査	委員会活動の中	議員派遣の議決
参考人招致		(参考人とは別形式)
公聴会		-
条例提出方法	委員会発議(付託なし)	議員発議(付託あり)

2 議員提出による政策条例の過去事例

- ・ 特別委員会 (H20 三重県地域づくり推進条例、H30 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例)
- ・ 検討会 (H20 三重県食の安全・安心の確保に関する条例、H24 みえ歯と口腔の健康づくり条例、H25 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例、H28 三重県手話言語条例)